

都市計画新舞子駅西地区計画

名 称	新舞子駅西地区計画	
位 置	知多市新舞子字大瀬の一部	
面 積	約 1.6ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、名鉄常滑線新舞子駅の西側に隣接し、交通の利便に優れており、新舞子の海辺等の自然環境・観光資源に恵まれた地区であることから、自然環境・観光資源を生かした市民交流や来訪者の交流の場の充実を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	海の観光資源を生かしたレクリエーション拠点として物販・飲食・マリンレジャー関連サービス等の商業・業務機能が集積された地区の形成を図りつつ、周辺の住環境に配慮した土地利用の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	本地区の土地利用の方針に従い、広域交流拠点としてふさわしい建築物の誘導及び良好な住環境の保全を図るため、建築物等の用途の制限について定める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>①建築基準法別表第2（に）項第6号に掲げる畜舎 ②建築基準法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの ③建築基準法別表第2（へ）項第2号に掲げる工場及び第5号に掲げる倉庫 ④建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる工場、第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設（建築基準法施行令第130条の9第1項の表のうち準住居地域を適用）及び第6号に掲げるもの</p>
備考	<p>「区域は計画図表示のとおり」</p>	

知多都市計画 新舞子駅西地区 計画図 1/2,500

図面は地区計画指定時のものです。

